

# 千葉県報

定例  
令和3年4月6日

## 主要目次

○ 公安委員会規則	一
○ 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一
○ 告示	一
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定	一
○ 生活保護法等に基づく指定施術者の指定	一
○ 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託	一
○ 道路区域の変更	二
○ 土砂災害警戒区域の指定	二
○ 土砂災害特別警戒区域の指定	七
○ 公告	一
○ 土地改良区役員の退任	一
○ 土地改良区役員の退任及び就任	一
○ 種苗生産事業者の登録	一
○ 基本測量の実施	二
○ 基本測量の終了	二
○ 公共測量の実施 (三件)	二
○ 公共測量の終了	二
○ 建築公聴会の実施	三
○ 特定調達公告	三
○ 落札者等の公告 (二件)	三

## 公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽 史

### 千葉県公安委員会規則第6号

#### 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則 (昭和35年千葉県公安委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア (ア) 中「幼児 (6歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア (イ) 中「幼児」を「小学校就学の始期に

達するまでの者」に改め、同号ア (ウ) 中「幼児」を「6歳未満の者」に改める。

### 附則

この規則は、令和3年4月12日から施行する。

## 告示

## 示

### 千葉県告示第二百四十二号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成十九年法律第二百十七号) 附則第四条第二項において準用する場合を含む。) においてその例による場合を含む。) の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
海上商事株式会社	佐倉市大崎台四の三の五	レモン薬局	市原市五井中央東二の五の二	居宅療養管理指導	令和三年二月一日
海上商事株式会社	佐倉市大崎台四の三の五	レモン薬局	市原市五井中央東二の五の二	介護予防居宅療養管理指導	〃

### 千葉県告示第二百四十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成十九年法律第二百十七号) 附則第四条第二項において準用する場合を含む。) においてその例による場合を含む。) の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

氏名	住所		指定年月日
	名	施	
仲田三紀	フレアス在宅マツ	市原市五井中央西一の二	令和二年十一月九日

波々壁宏明	サージ市原事業所	三の六	令和三年二月一日
みなと接骨院	館山市湊二八の三		
岩田優子	フレアス在宅マツ	松戸市大金平三の一三四	
所	サージ松戸北施術		
堀内裕	堀内整骨院	松戸市小金原六の八の一七	
鏑木滉史	新松戸ゆうあい整骨院	松戸市新松戸七の一六五の二〇	
川端隆治	あおぞら訪問鍼灸マツサージ治療院	佐倉市城内町一二三の六	

千葉県告示第二百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、千葉県東葛テクノプラザに係る使用料及び試験機器の賃貸料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	委託期間
公益財団法人千葉県産業振興センター 理事長	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和三年四月一日から令和三年三月三十一日まで
葉岡部循一		

千葉県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和三年四月六日から三週間、縦覧に供する。

令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十五号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
----	--------	-------	----	----

いすみ市深堀字伊能滝一、四〇四番四地先から新田字外入竜四、二六〇番二地先まで	前A + B	五・四〇メートルから四〇・〇〇メートルまで 一二・三〇メートルから六〇・三〇メートルまで	二、五六三・一〇メートル 九八〇・〇〇メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	一二・三〇メートルから六〇・三〇メートルまで	九八〇・〇〇メートル	Aのうち七・五〇メートルは一般国道百二十八号と重用となる。

千葉県告示第二百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩井袋一	安房郡鋸南町岩井袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一三	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一四	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一五	安房郡鋸南町下佐久間及び南房総市検儀谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一六	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

下佐久間一七	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一八	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間一九	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間二二	安房郡鋸南町下佐久間及び勝山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間二三	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間二四	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間二五	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下佐久間二六	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜島一	安房郡鋸南町竜島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜島二	安房郡鋸南町竜島及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜島三	安房郡鋸南町竜島及び勝山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜島四	安房郡鋸南町竜島及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上佐久間一	安房郡鋸南町上佐久間及び大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上佐久間二	安房郡鋸南町上佐久間及び大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上佐久間三	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上佐久間二二	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

上佐久間二三	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上佐久間三四	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山一	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山二	安房郡鋸南町奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山三	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山四	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山五	安房郡鋸南町奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山六	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山七	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山八	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山九	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山一〇	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山一一	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山一二	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥山一三	安房郡鋸南町奥山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崩一	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崩二	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

元名四	吉浜三	大崩一九	大崩一八	大崩一七	大崩一六	大崩一五	大崩一三	大崩一二	大崩一一	大崩一〇	大崩八	大崩七	大崩六	大崩五	大崩四	大崩三	
安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町吉浜及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩、奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
元名八	大帷子五	大帷子六	大帷子九	大帷子一〇	大帷子一二	保田一	保田八	小保田一	小保田三	小保田四	小保田七	小保田八	小保田九	小保田一二	市井原四	市井原五	横根一
安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

横根二	の図面に示す区域 安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横根三	安房郡鋸南町横根及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横根四	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横根五	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六一	安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六二	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六三	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六四	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六五	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六六	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大六一〇	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江月二	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江月四	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間三	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間四	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中佐久間五	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間六	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間一	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間一四	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間一五	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小保田	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
大帷子上	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
江月下一	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
江月下二	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
御堂崎沢	安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
大門西沢二	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
尾崎沢	安房郡鋸南町岩井袋の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
市井原	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
市井原沢	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
大帷子	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
奥谷沢	安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流
中井ヶ谷	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流

田子山田	畑	太田	道越	江月	中佐久間	奥山	大帷子北	湯沢二	湯沢一	市井原	横根一	横根	市部瀬西沢	市部瀬東沢	御堂下沢二	御堂下沢一
安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町中佐久間及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子及び保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根及び大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根及び富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流

中根	細尾横根	大六	元名	森	明下	永井大橋	遣水	大崩	奥道越	瀬高	向根	上佐久間	江月下	中尾原	小保田北	小保田南
安房郡鋸南町奥山及び大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町保田及び大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩、奥山、上佐久間及び横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原及び小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町上佐久間及び中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月及び大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田及び保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

江尻  
安房郡鋸南町吉浜及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域

原  
安房郡鋸南町中佐久間及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域

地滑り  
地滑り

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備えていて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百四十七号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
岩井袋一	安房郡鋸南町岩井袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一三	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一四	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一五	安房郡鋸南町下佐久間及び南房総市検儀谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一六	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一七	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

下佐久間一八	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間一九	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間二二	安房郡鋸南町下佐久間及び勝山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間二三	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間二四	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間二五	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下佐久間二六	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜島一	安房郡鋸南町竜島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜島二	安房郡鋸南町竜島及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜島三	安房郡鋸南町竜島及び勝山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜島四	安房郡鋸南町竜島及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上佐久間一	安房郡鋸南町上佐久間及び大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり



保田一	大帷子一〇	大帷子九	大帷子六	大帷子五	元名八	元名四	吉浜三	大崩一九	大崩一八	大崩一七	大崩一六	大崩一五	大崩一三
安房郡鋸南町保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町吉浜及び大六の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩、奥山及び上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大崩の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

横根四	横根三	横根二	横根一	市井原五	市井原四	小保田一二	小保田八	小保田七	小保田四	小保田三	小保田一	保田八
安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田及び市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町保田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

横根五	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六一	安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六二	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六三	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六四	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六五	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六六	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大六一〇	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江月二	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江月四	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間三	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間四	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間五	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間六	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間一	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間一四	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間一五	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大帷子上	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
江月下一	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
御堂崎沢	安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
大門西沢二	安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
尾崎沢	安房郡鋸南町岩井袋の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
市井原	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり
市井原沢	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	土石流	次の図面のとおり

<p>土地改良区役員の退任</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、南房総市和田町小川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。</p> <p>令和三年四月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>退任理事</p> <p>南房総市和田町小川五八九番地一</p> <p>西田 弘幸</p> <p>土地改良区役員の退任及び就任</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、鋸南町</p>	<p>公 告</p>	<p>大帷子</p> <p>安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>
		<p>奥谷沢</p> <p>安房郡鋸南町大六及び吉浜の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>
		<p>中井ヶ谷</p> <p>安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>
		<p>御堂下沢一</p> <p>安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>
		<p>御堂下沢二</p> <p>安房郡鋸南町上佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>
		<p>市部瀬西沢</p> <p>安房郡鋸南町下佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>土石流</p> <p>次の図面のとおり</p>

<p>一</p> <p>退任理事</p> <p>安房郡鋸南町中佐久間六九九番地</p> <p>二一九番地</p> <p>下佐久間七一六番地</p> <p>上佐久間八九五番地</p> <p>中佐久間一、五二二番地</p> <p>二、八五三番地</p> <p>上佐久間五一五番地</p> <p>一、五五五番地</p> <p>下佐久間二、五〇三番地三</p> <p>一三番地三</p> <p>三、一〇六番地</p> <p>三、二八七番地</p> <p>竜島二五番地</p> <p>一四五番地一</p>	<p>二</p> <p>退任監事</p> <p>安房郡鋸南町下佐久間三二七番地</p> <p>上佐久間五一八番地一</p>	<p>三</p> <p>就任理事</p> <p>安房郡鋸南町中佐久間二一九番地</p> <p>上佐久間一、九九一番地</p> <p>下佐久間三、二二九番地</p> <p>中佐久間一、五六一番地</p> <p>二、四六一番地の二</p> <p>二、四九七番地</p> <p>上佐久間八九番地</p> <p>八二七番地</p> <p>下佐久間二、四五八番地の一四</p> <p>一、二九六番地</p> <p>二、八九五番地一</p> <p>七三七番地一</p> <p>竜島二五八番地</p> <p>七七番地一</p>	<p>鋸南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。</p> <p>令和三年四月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>石井秀一</p> <p>田村晋一</p> <p>石井秀一郎</p> <p>三浦庸一</p> <p>石井孝一</p> <p>加藤伸二</p> <p>吉田新一</p> <p>山賀勝治</p> <p>富永信司</p> <p>富永孝男</p> <p>吉田永誠</p> <p>藤井隆弘</p> <p>福原隆男</p> <p>生貝節夫</p> <p>青木崇</p> <p>福原勝雄</p>	<p>田村晋一</p> <p>山根紘一</p> <p>吉田悦夫</p> <p>富岡幸夫</p> <p>渡邊浩二</p> <p>中村英基</p> <p>糟谷悦夫</p> <p>津藤繁夫</p> <p>三瓶千春</p> <p>鈴木千春</p> <p>出口千雄</p> <p>青木一雄</p> <p>福原満一</p> <p>松山栄力</p>	<p>田村晋一</p> <p>山根紘一</p> <p>吉田悦夫</p> <p>富岡幸夫</p> <p>渡邊浩二</p> <p>中村英基</p> <p>糟谷悦夫</p> <p>津藤繁夫</p> <p>三瓶千春</p> <p>鈴木千春</p> <p>出口千雄</p> <p>青木一雄</p> <p>福原満一</p> <p>松山栄力</p>	<p>熊谷 俊人</p>

四 就任監事  
 安房郡鋸南町中佐久間二、三九九番地三  
 〃 〃 元名六九四番地の二  
 鈴木 健一  
 篠原 健一

種苗生産事業者の登録  
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。  
 令和三年四月六日

一 登録年月日 令和三年三月三十日  
 千葉県知事 熊谷 俊人  
 二 登録者名簿

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所在地	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
一九八	特定非営利活動法人元気森守隊	山武市大木四五番四	幼苗の育成	特定非営利活動法人元気森守隊	山武市大木
一九九	株式会社山武産業	山武市大木四五番四	幼苗の育成	株式会社山武産業	山武市大木

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。  
 令和三年四月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 二 作業期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 県内全域

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和三年二月二十八日に終了した旨通知があった。  
 令和三年四月六日

- 一 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）  
 千葉県知事 熊谷 俊人
- 二 作業期間 令和二年七月十七日から令和三年二月二十八日まで

三 作業地域 野田市

公共測量の実施  
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 令和三年四月六日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 四 作業地域 県内全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 令和三年四月六日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間 令和三年三月二十二日から五月三十日まで
- 四 作業地域 松戸市金ヶ作

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 令和三年四月六日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県印旛土木事務所
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影及び数値図化 レベル五百）
- 三 作業期間 令和三年二月二十七日から五月二十七日まで
- 四 作業地域 佐倉市鎗木町、城内町及び田町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和三年三月一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

<p>令和三年四月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 測量計画機関 千葉県成田土木事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(河川測量 地図情報レベル五百)</p> <p>三 作業期間 令和二年十月二十三日から令和三年三月一日まで</p> <p>四 作業地域 成田市小菅、駒井野、長田及び堀之内</p> <p>建築公聴会の実施</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十五項の規定による意見の聴取を次のとおり実施する。</p> <p>令和三年四月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 許可しようとする建築物の建築の計画</p> <p>1 建築主 市原市更級二丁目二番二 株式会社スズキ自販京葉 代表取締役 鈴木恒久</p> <p>2 敷地の位置 君津市郡二丁目一六番二</p> <p>3 建築物の用途 自動車ショールーム及び自動車修理工場</p> <p>二 意見の聴取の期日 令和三年四月二十一日(水曜日)午後二時から</p> <p>三 意見の聴取の場所 君津市久保二丁目一三番一号 君津市役所五階大会議室</p>	<p>①千葉県企業局柏井浄水場で使用するガス 予定数量 1, 774, 700立方メートル</p> <p>②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町430番地 ③令和3年2月4日</p> <p>④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 ⑤105, 163, 397円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年12月25日</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和3年4月6日</p> <p>千葉県企業局福増浄水場長 渡部 祐介</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①千葉県企業局福増浄水場で使用する電力 予定電力量 7, 172, 727キロワット</p> <p>②千葉県企業局福増浄水場 市原市福増47番地 ③令和3年2月4日 ④鈴与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3 ⑤113, 359, 713円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年12月25日</p> <p>その2</p> <p>①千葉県企業局高滝取水場で使用する電力 予定電力量 5, 843, 094キロワット</p> <p>②千葉県企業局福増浄水場 市原市福増47番地 ③令和3年2月4日 ④鈴与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3 ⑤93, 285, 402円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年12月25日</p> <p>その3</p> <p>①千葉県企業局姉崎分場で使用する電力 予定電力量 2, 112, 349キロワット</p> <p>②千葉県企業局福増浄水場 市原市福増47番地 ③令和3年2月4日 ④鈴与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3 ⑤33, 932, 409円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年12月25日</p> <p>その4</p> <p>①千葉県企業局菅田給水場で使用する電力 予定電力量 2, 787, 249キロワット</p> <p>②千葉県企業局福増浄水場 市原市福増47番地 ③令和3年2月4日 ④横浜ウオーター株式会社 神奈川県横浜市中央区相生町六丁目113番地 ⑤43, 856, 200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年12月25日</p>
<p>特定調達公告</p>	
<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOに基づく政府調達に関する規定の適用を及ぼさない。</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和3年4月6日</p> <p>千葉県企業局柏井浄水場長 小林 利行</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p>	

購読料

本号

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八